指導資料

区

鹿児島県総合教育センター

教育相談 第134号

- 小学校,中学校,高等学校,特別支援学校対象-平成27年4月発行

問題行動 (暴力行為) への指導の在り方

近年報告されている児童生徒の問題行動の 事例の中には、「規範意識が低い。」、「集 団生活に馴染めない。」、「基本的な生活習 慣が身に付いていない。」など、社会環境や 保護者の養育の在り方の変化に起因するよう な児童生徒の姿が浮き彫りにされている。

児童生徒の起こす問題行動には,「社会で許されない行為は学校でも許されない。」という毅然とした対応と「この行動の背景にある本人の思いを聴き取る。」という深い児童生徒理解に基づいた対応との両面での指導が一層必要である。

そこで、本稿では、問題行動の中でも、特に当事者はもちろんのこと、周りの児童生徒や保護者等に与える動揺や影響も非常に大きい暴力行為に特化し、具体的事例を交えて、その指導の在り方について述べる。

1 本県における暴力行為の状況

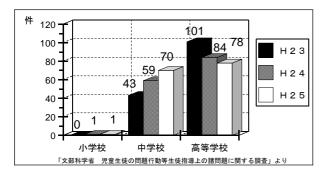


図1 本県における暴力行為の発生件数の推移

平成23年度から平成25年度にかけての本 県における暴力行為の発生件数の推移は、 図1のような状況である。小学校では、平 成24年度に引き続いて平成25年度も1件発 生している。中学校では、年々増加してお り、高等学校においては、年々減少してい る。最近の児童生徒の傾向として、感情を 抑えられず、考えや気持ちを言葉でうまく 伝えたり人の話を聞いたりする能力が低下 していることなどが挙げられ、同じ児童生 徒が暴力行為を繰り返す傾向などが指摘さ

また,図2,図3は,中学校,高等学校の暴力の内容別発生件数の推移である。

れている。

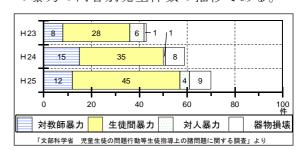


図2 暴力の内容別発生件数の推移(中学校)

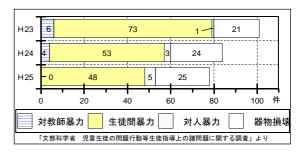


図3 暴力の内容別発生件数の推移(高等学校)

中学校では、生徒間暴力の発生件数が増加の傾向にある。高等学校においては、暴力行為の発生件数総数は年々減少しているが、対人暴力、器物損壊の件数は増加傾向にあり、内容別の対応が求められている。

近年の暴力行為の状況を見ると、背景には、児童生徒の学校外における活動範囲の拡大や、インターネットや携帯電話の普及に伴う問題などがあり、その指導には学校と家庭や地域社会、関係機関とをつなぐ行動連携のシステムづくりが必要である。

2 内容に応じた対応の在り方

(1) 生徒間暴力(自校の児童生徒同士の暴力行為)への対応

生徒間暴力に対応する場合には,暴力 行為を通じて訴えようとしていることは 何か,また暴力行為に至る原因,背景等 について十分な配慮をする必要がある。

【対応・指導のポイント】

- ① 複数の教職員で即時対応し、負傷者の救助を第 一に考える。また教職員の安全にも十分留意する。
- ② 興奮状態にある児童生徒をそれぞれ別の場所へ移動させる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ情報 を迅速,確実に伝える。
- ④ 複数の教職員で事実確認を行う。 被害児童生徒は,担産生徒は教育を中心に、加害児童生人間囲等を中心に、加害児童生ののでは、 後指導主任等を中心に、問囲等を 童生徒は、該当学年教職員等を中心に役割分担して教する。 は絶対に許されない行為である、 という毅然とした姿勢を示す。
- ⑤ 情報を集約し、時系列で詳細に 記録する。管理職は、主管する教 育委員会へ報告をする。
- ⑥ それぞれの家庭へ連絡をする。 事実の詳細、学校としての指導方 針、指導内容を伝え、誠意ある対 応を心掛ける。

【事後対応のポイント】

⑦ 必要に応じて全体指導や緊急保護者会を実施したり、関係機関等への支援要請を行ったりする。

(2) 対教師暴力への対応

対教師暴力は、暴力の背景や児童生徒の生活、環境等を十分に把握して、内容によっては出席停止や懲戒等の措置とともに、警察等の関係機関と連携を図り、学校内が安心・安全な場となるよう努める必要がある。

【対応・指導のポイント】

- ① 複数の教職員で即時対応し、対応教職員の安全にも十分留意する。被害を受けた教職員のけがの手当をする。
- ② 興奮状態にある加害児童生徒を 別の場所へ移動させる。
- ③ 管理職及び生徒指導主任へ情報 を迅速,確実に伝える。
- ④ 児童生徒の思いや考えを聞きながらも、暴力は絶対に許されない行為である、という毅然とした姿勢を示す。

人数が多くて対応でが困難な時は、 職員ををときない。複数を明れてない。 最初しては、複数を刺れてない。 をされている。本人を落めの着か児のできる。 をないるときないのでは、 をないるときないのでは、 をないるときないのできるがいるが、 をないるときないのできるが、 をないるときないのできるが、 をないるときないのできる。 とができる。 をないるときないの関係機関へ 関へ連絡する。

- ⑤ 情報を集約し、時系列で詳細に 記録する。管理職は、主管する教 育委員会へ報告をする。
- ⑥ 当該児童生徒の家庭へ連絡をする。事実の詳細、学校としての指導方針、指導内容を伝え、誠意ある対応を心掛ける。

【事後対応のポイント】

- ⑦ 必要に応じて全体指導や緊急保護者会を実施したり、関係機関等への支援要請を行ったりする。
- ® 加害児童生徒と被害を受けた教職員との関係が悪化しな消主任の関係が悪化し指導とも、学年主任関係機関とて、生徒関という。 が中心とながら声掛けをして家庭教のによっては、警察、家庭教り所、児童相談所等とも連絡を取りながら指導していく。

(3) 器物損壊への対応

器物損壊については、関係児童生徒が 不明の場合の対応と、関係児童生徒が申 し出た場合の対応に分けて述べる。

ア 関係児童生徒が不明の場合

【対応のポイント】

① 損壊を発見した教職員は、状況を確認し、現状保存に努め、速やかに管理職に報告する。



- ② 管理職や生徒指導主任は,直ち に現場を確認する。
- ③ 関係児童生徒が不明であることを確認する。
- ④ 管理職は、教育委員会へ報告するとともに学校だけで対応することが困難だと校長が判断した場合は、所轄警察署に連絡する。

【事後対応のポイント】

- ⑤ 教育活動に支障があるような場合は応急修理や児童生徒が近付かないように安全面の配慮をする。
- ⑥ 物損の場合は業者へ連絡し、できるだけ早く元の状態に戻すようにする。

イ 関係児童生徒が申し出た場合

【対応・指導のポイント】

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 動機,器物損壊に至るまでの経過 等を詳細に聞き取る。
- ③ 行為について追及するのではなく 事実を明らかにするという視点で対 応する。
- ④ 児童生徒の発言中は、話を遮らないように傾聴し、スクールカウンセラー等の意見も踏まえて対応する。

【事後対応のポイント】

⑤ 保護者へ概要説明し、今後の対応 策について相談する。

3 事例による具体的対応の実際

(1) 他校生徒とのけんかの事例

【事例1:中学校】

2年女子Aが、塾で知り合いになった他校の男子生徒とのメールのやり取りの中で、Aの同級生の男子Bの悪口を他校の男子Cが書き込んでいることを知った。Aが、Bに「悪口が書かれているよ。」と伝えたためBは怒り、Cを公園に呼び出した。

B は友人 5 人と公園へ行き, C も 4 人の友人を連れて現れた。

それぞれの友人が見守る中, BとCが,けんかを始めた。

地域住民より B の通う学校 へ、「中学生が集まってけんかをしている。」との連絡が入り、暴力行為が発覚 した。

【対応の経過】

① Bの学校では、地域住民からの連絡を受け、4人の教職員が現場に駆け付けた。



② けんかは終了していたので、それぞれがけがをしていないかを確認した後、C が通う中学校の生徒指導主任に連絡を入れ、現場に駆け付けてもらった。



③ 双方の言い分もほぼ一致していたため、 それぞれの中学校の生徒指導主任で今後 の基本的な対応について協議した。



④ 生徒達から改めて事実を詳細に聞き取り、生徒指導主任が窓口となって指導経過を学校間で連絡し合うこととした。



⑤ 生徒達を学校に連れ帰り、管理職へ状況を報告した。



⑥ BとCにそれぞれの学校の生徒指導主任と担任が一緒に付いて、お互いに反省点を謝罪した。(Bは、情報をうのみにして、はっきりとした状況を把握とができるとなる。)(Cは、よく知らない他校の生徒であるBの悪口をネット上に書き込んだことが反省点である。)



⑦ それぞれの学校で関わった全ての生徒について、生徒指導主任と担任が家庭訪問をして保護者に指導方針を説明した。



Aに対しては、Bに伝えた発言がけんかのきっかけになったことに関して、担任に相談するなど、対処方法はなかったか、を考えさせた。



⑨ 再発防止に向け、双方の生徒指導主任 が連携を一層密にすることを確認した。

この事例では、生徒指導主任を中心に、 迅速な初期対応が図られ、共通理解の上、 双方の学校で事後指導が適切になされたこ とが、その後のトラブル回避につながった。 また、学校が日頃から地域と連携を図って いたことが情報を得るきっかけとなった。

(8)

【事例2:高等学校】

午前6時30分頃出勤した教頭が,職員玄関の壁,体育館の外壁,部室の壁,職員室横の廊下の4箇所にスプレーで落書きされているのを発見した。落書きには,特定の教職員の名前を書いたものもあった。

【対応の経過】

① 校長,生徒指導主任に連絡し,落書きされた場所と落書き内容を再度,確認した。校内でスプレー缶2本が発見された。



② 落書き現場の写真を撮った後、教職員で分担して布やベニヤ板で隠し、登校してくる生徒に見えないように配慮した。また、登校時間には、それぞれの場所に教職員を配置した。



③ 管理職が、主管する教育委員会へ 報告するとともに、警察にも連絡し、 現場検証は授業時間中に行ってもら うように要請した。



④ 職員朝会で、放課後に全校集会を 開くこと等、今後の対応について協 議した。



⑤ 警察の現場検証後,落書きを消す ために専門の業者に依頼し,授業時間中に全ての落書きを消した。



放課後の全校集会で、校長、生徒 指導主任が話をして、情報提供を求 めた。



⑦ 数日後、情報提供から落書きをしたのは2年男子生徒3人だと分かり、確認したところ事実を認めた。本人達とその保護者を学校に呼んで指導した。警察とも連携し、警察でも厳重注意してもらった。

落書きを消すのに要した費用は, 3人の保護者が弁償することになっ た。



8 教職員の名前を落書きしていたことについては、課題を提出しなかった際の叱責に不満をもっていたことが原因であると判明した。



名前を書かれた教職員が生徒3人と面談を実施し、学習面での不安等を聞き取り、補充指導等が行われたので、徐々に人間関係が改善されていった。

この事例では、教頭が落書きを発見してから生徒達が登校するまでの間に、出勤していた教職員の連携により、迅速な初期対応が図られたことで、特定の教職員の名前が書かれた落書きの様子等を、生徒達に見せずに済んだ。このことは生徒達や学校内に大きな混乱を招かない適切な対応だった。また、警察の現場検証や業者による落書き消しを授業時間中にしてもらうなどの配慮も適切であった。

そして、当初から危機感をもって全体集会等を迅速に実施し、全校生徒へ説明と情報提供等を促したことが、その後の迅速な対応と関係した生徒達への効果的な直接指導につながっていった。さらに、当該生徒達の内面に焦点を当てた指導により、日頃から感じていた学習への不安等にも対応することができ、教師との人間関係を改善することができた。

暴力行為に対する実効的な対応を図ることは、児童生徒の状況の理解につながり、ひいては不登校やいじめといった暴力行為以外の児童生徒の問題行動等の改善にも資することになる。家庭・地域・関係機関との連携を図り、健全な児童生徒育成を図って欲しい。

一参考文献一

- 諸富祥彦編著『新しい生徒指導のコツ』 2001, 学研
- 奈良県教育委員会『中学校における暴力 行為事象への指導事例集』平成24年
- 山口県教育委員会『問題行動等対応マニュア ル』平成24年